

1 太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書(抜粋)
(2019年3月 太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会)

(1) 太陽光発電事業についての環境影響評価の基本的な考え方(抜粋)

我が国の環境影響評価制度では、法対象とならない小規模の事業や法対象外の事業種について、各地方公共団体が地域の実情も踏まえながら必要に応じ条例において対象事業とすることにより、法と条例とが一体となって、より環境の保全に配慮した事業の実施を確保してきている。法対象とならない規模の事業についても、各地方公共団体の実情に応じ、各地方公共団体の判断で、環境影響評価条例の対象とすることが考えられる。

さらに、環境影響評価条例の対象ともならないような小規模の事業であっても、環境に配慮し地域との共生を図ることが重要である場合があることから、必要に応じてガイドライン等による自主的で簡易な取組を促すべきである。

(2) 規模要件の指標について

太陽光発電事業に係る規模要件の指標については、事業に伴う環境影響が土地造成等の面的開発に係る側面に大きく左右されること、既に条例で太陽光発電事業を環境影響評価の対象事業に位置づけている地方公共団体のほとんどが面積で規定していることから、開発区域の面積(ha)を基準とすることが、環境影響の観点からは望ましいと考えられる。

一方、法においては、環境影響評価手続の結果を許認可等の審査に直接反映させることとしており(法第33条、電気事業法(昭和39年法律第170号)第47条)、発電所の許認可等を行う電気事業法においては、対象施設の届出の可否を総出力(kW)で区分していることとの整合性を図る必要がある。

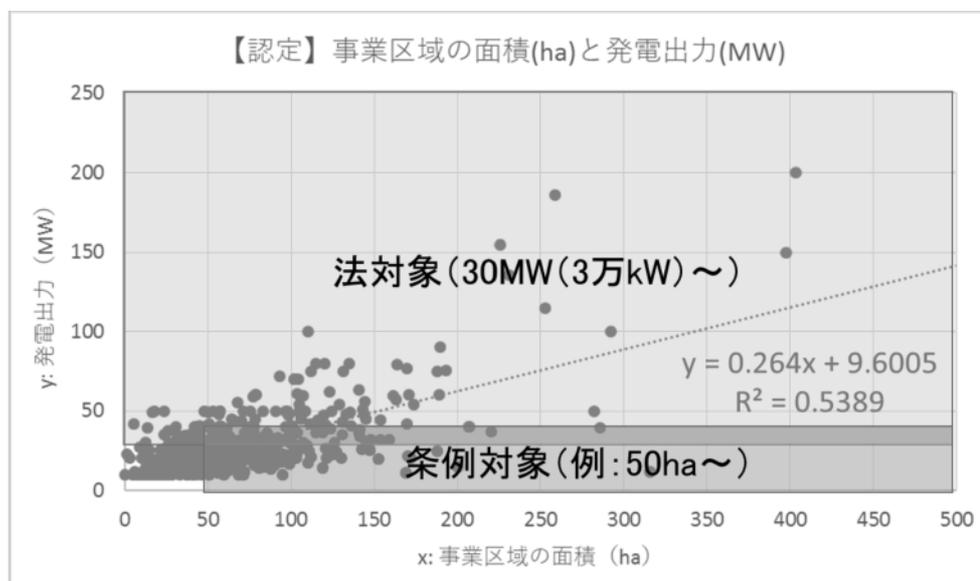
また、法における面整備事業において規模要件の指標としている「施行区域の面積(ha)」は、残置森林等を含む、事業を実施するために必要な開発区域全体を対象としており、実際の土地造成面積ではないという整理をしているが、発電所事業においては面積に係る統一的な考え方が存在せず、事業者が行う事業の施行区域の面積の判断に疑義が生じる場合があり得る。

さらに、事業者及び行政当局が規模要件に合致するか否かを判断する上で、総出力(kW)という簡素な指標を用いることは簡便性の観点からも利点がある。

これらを踏まえ、太陽光発電事業に関する規模要件は、面積とおおむね比例関係にある総出力(kW)を指標とすることが適当である。

(3) 法と条例の関係について

法が規模要件の指標を総出力 (kW) としても、地方公共団体が環境影響評価条例において太陽光発電事業を対象とする際に、規模要件の指標を面積 (ha) とすることを否定するものではない。むしろ、図 5 に示すように、法の規模要件と条例の規模要件の指標が異なることで相互の観点から補完し合い、環境影響評価を実施すべき事案を確実に対象に含めることができると期待される。



※それぞれが重なっている範囲（出力30～40MWかつ面積50ha以上の案件）については、法におけるスクリーニングの結果、法手続が不要となった場合にも条例対象となる場合がある。
※条例において対象事業は「法対象事業を除く」とされており、二重の手続が生じることはない。

2 法における規模要件

第一種事業	出力4万kW以上	(100ha相当)
第二種事業	出力3万kW以上4万kW未満	(75ha相当)